

令和 7 年第 2 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 7 年 2 月 2 8 日（金） 午後 3 時 0 0 分 開会 午後 3 時 3 0 分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室		
議 長	大山 理晴 会長		
出席委員 （ 2 1 名）	委員	小 栗 智 幸	勝 股 増 夫
		土 屋 敏 子	安 田 清 和
		加 納 富 雄	水 野 安 喜
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		成 瀬 良 美	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	遠 山 英 俊
		安 藤 良 一	
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美
		有 我 俊 春	岩 嶋 貞 夫
		小 川 伸 二	板 橋 仁 晃
欠席委員 （ 1 名）		足 立 正 之	
事務局	局長補佐 有 賀 大 輔 主査 日比野 有 真 主事 堀 千 佳 主事 青 柳 慧一郎		
付議事項			
議第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について		
議第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について		
議第 3 号	土地現況確認申請について		
議第 4 号	非農地証明申請について		
議第 5 号	地籍調査における地目の確認について		
議第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画について		
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和7年第2回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、三輪 徳夫委員と勝股 重雄委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

鈴木 録郎委員、説明をお願いします。

渡邊委員

去る2月21日に、勝股 増夫委員、遠山 英俊委員、有賀局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては4件であります。

内容といたしましては、田が8筆、畑が10筆、その他が1筆で、面積3,703.61㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから8ページになります。

6ページをご覧ください。

3条—3

(議案書の内容を説明)

譲受人は近隣地で柚子を栽培しており、農業経営の規模拡大を図るものです。

7ページをご覧ください。

3条—4

(議案書の内容を説明)

譲受人が自身の耕作地に隣接する農地を取得するものです。

8 ページをご覧ください。

3 条— 5

(議案書の内容を説明)

譲受人が、譲渡人と農地を交換することで、農地の形状を整えるものです。

3 条— 6

(議案書の内容を説明)

譲受人が、譲渡人と農地を交換することで、農地の形状を整えるものです。

以上、議第 1 号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第 1 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第 1 号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、議題といたします。

鈴木 録郎委員、説明をお願いします。

渡邊委員

農地法第 5 条の規定による許可申請につきましては 2 件であります。

内容といたしましては、田が 1 筆、その他が 1 筆で、面積 1, 4 9 6 m²であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の 9 ページから 1 3 ページになります。

まずは 1 0 ページ、1 1 ページをご覧ください。

5 条— 5

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第 2 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に 1 2 ページ、1 3 ページをご覧ください。

5 条— 6

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。
以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に議第3号「土地現況確認申請について」、議題といたします。

鈴木 録郎委員、説明をお願いします。

渡邊委員

土地現況確認申請につきましては、1件であります。

内容といたしましては、その他が1筆で、面積137㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第3号「土地現況確認申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の14ページから16ページになります。

土地－2

(議案書の内容を説明)

建物登記により、申請地が農地でなくなってから20年を経過したことが確認できますので、土地現況確認申請を承認することに問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第3号「土地現況確認申請について」、申請のとおり相違ない旨の意見をするに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり相違ない旨の意見を添えて、岐阜県知事に進達することに決定いたします。

次に、議第4号「非農地証明申請について」を議題といたします。

鈴木 録郎委員、説明をお願いします。

渡邊委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。

内容といたしましては、田が7筆、畑が5筆で、面積3,022㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第4号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の6ページと17ページから22ページになります。

非農地－1

(議案書の内容を説明)

18ページから22ページを見ていただきますと、申請地は現地写真より山林となっていることが確認でき、非農地として扱うことが適当と考えます。

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第4号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号は、申請のとおり証明することに決定いたします。

次に、議第5号「地籍調査における地目の変更について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

堀主事 それでは、議第5号「地籍調査における地目の変更について」、ご説明申し上げます。

23ページから26ページをご覧ください。

これは、地籍調査地区における農用地について、登記地目が農地で、現況が農地ではない場合に、登記地目を現況に併せて変更するためには、農業委員会の承認が必要となるため、照会があるものです。

(議案書の内容を説明)

いずれも転用許可の履歴がないため、転用申請が必要である旨の回答をいたします。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第5号「地籍調査における地目の変更について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第5号は、原案のとおり承認し、瑞浪市長に報告することに決定いたします。

次に、議第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

青柳主事 それでは、議第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

農地の所在につきましては、30ページから35ページをご覧ください。

以上、議第6号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、計画に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第6号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員